

手続きの流れ

① 安全装置の取扱店に相談



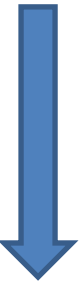
安全装置の要件は取扱店で確認して下さい。

② 安全装置を設置します



取扱店で装置を設置してもらい、装置の使用上の説明などを必ず受けて下さい。

③ 申請書等を市役所総務課（本庁舎3階）または、各振興事務所振興課へ提出して下さい。



【必要書類】

- 補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- 運転免許証の写し
- 自動車検査証の写し
- 支払額が分かるもの（領収書等）の写し

④ 申請書等の審査後に、市から通知書（補助金交付決定通知書兼確定通知書）と請求書を送付しますので、その後、上記③の窓口で請求書を提出して下さい。



⑤ 市から指定の口座へ補助金を振り込みます。

申請書類は、市役所総務課（本庁舎3階）または、各振興事務所 振興課、市のホームページから入手できます。

【問合せ先】 郡上市役所 総務部 総務課

電話 67-1832 F A X 67-1711

